

【中国】國家公園法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

* 2025年9月、自然保護の新たな枠組みである國家公園の管理体制、保護措置及び設立・申請等の手続のほか、自然をいかした経済活動を促す規定等を含む國家公園法が制定された。

1 背景と経緯

「生態文明」¹及び「美しい中国」の建設を目標に掲げる習近平政権は、旧来の自然保護地域が複数の管理主体によって重複して設定され、細分化されている状況を改めるため、新たな枠組みとして、2013年、國家公園（国立公園）の創設を打ち出した²。2017年、中国共産党中央委員会及び國務院により、國家公園体制の構築に係る全体計画³が策定され、2018年から、國務院主管部門⁴で國家公園法の起草が開始された。同法の草案は、2020年以降に制定された國家公園設立に関する規則⁵等を踏まえ、2024年9月から全国人民代表大会常務委員会で審議され、2025年9月12日に同常務委員会で可決され、同日に公布、2026年1月1日に施行された⁶。

2 國家公園法の概要

(1) 総則

本法は、國家公園の建設推進、その保護及び管理の強化、生態文明の建設、美しい中国の全面推進等のため制定される（第1条）。國家公園とは、國務院が設立を許可し、国を代表する自然生態系の保護を主目的とし、天然資源の科学的保護及び合理的利用を行う特定区域をいう（第2条）。国は、國家公園を主体とする自然保護地域の体制を構築し、生態系の最も重要な空間を國家公園に組み込み、厳格な保護を行う（第3条）。國家公園の建設では、「綠の山河こそ金山銀山」⁷の理念を実行する（第4条）。國務院國家公園主管部門は、全国の國家公園の監督管理業務の責任を負う。國家公園管理機関は、定める職責に基づき、各國家公園の保護及び

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年1月9日である。中国の法律等の原文は、国家法律法規データベース（「国家法律法规数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

¹ 2007年の中華人民共和国第17回全国人民代表大会で提起された国の発展目標の一つ。環境に優しいエコ社会を意味する。

² 湯野基生「中国の湿地保護法」『外国の立法』No.292, 2022.6, p.116. <<https://doi.org/10.11501/12295667>>

³ 「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《建立国家公园体制总体方案》」2017.9.26. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2017-09/26/content_5227713.htm>; 2019年には、自然保護地域について、國家公園・自然保護区・自然公園から成る体制に統一し、2025年までに関係法規、制度を整備し、2035年までに国土全体の18%以上に拡大する等の目標が示された。「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于建立以国家公园为主体的自然保护地体系的指导意见》」2019.6.27. 共产党员网 <<https://www.12371.cn/2019/06/27/ARTI1561592330374692.shtml>>

⁴ 國務院の國家林業草原局は、國家公園管理局の機能を有し、天然資源部（部は日本の省に相当）とともに、本法の草案を策定した。本法における「國家公園主管部門」とは、同局を指す。

⁵ 「国家林业和草原局举行“国家公园标准”专题新闻发布会」2021.10.25. 国务院新闻办公室 <http://www.scio.gov.cn/xwfb/bwxwfb/gbwfbh/lyhcyj/202207/t20220716_243293.html>; また、2021年、5か所の國家公園が正式に設立された。「首批国家公园正式设立」2021.10.13. 人民网 <<http://cpc.people.com.cn/n1/2021/1013/c64387-32251787.html>>

⁶ 「中华人民共和国国家公园法」中華人民共和国主席令第53号。全7章63か条から成る。第1章：総則（第1条～第11条）、第2章：配置及び設立（第12条～第19条）、第3章：保護及び管理（第20条～第34条）、第4章：参加及び共有（第35条～第43条）、第5章：保障及び監督（第44条～第52条）、第6章：法的責任（第53条～第61条）、第7章：附則（第62条、第63条）。

⁷ 原文「绿水青山就是金山银山」。生態文明の推進に関する習近平政権の代表的スローガンの一つ。湯野基生「中国：生態系保護補償条例の制定」『外国の立法』No.302, 2024.12, p.88. <<https://doi.org/10.11501/13840158>>

管理業務の責任を負い、天然資源、林業草原等の関係する行政法執行の職責を担う（第6条）。

（2）管理体制

国は、国家公園の全体配置を計画し、国家公園の数及び規模を合理的に決定する。國務院國家公園主管部門は、国家公園の空間配置計画を作成し、その候補区域を選定する（第12条）。候補区域の省級政府は、配置計画の定めに従い事前調査を行い、意見聴取の上、国家公園の名称、範囲等を提出する。國務院國家公園主管部門がこれを評価し、設立条件を満たせば、省級政府が國務院に設立申請を行う（第13条）。生態系の特徴等に基づき、国家公園は、核心保護区と一般制御区に区分される（第16条）。国家公園の設立後は、所在地の省級政府は、国家公園の境界画定を速やかに行い、国家公園管理機関は、境界標識の設置等を行う（第17条）。

（3）保護

国は、山・川・森林・草原等の一体的保護⁸を堅持する（第20条）。国家公園管理機関は、管理する公園の全体計画を作成する（第21条）。国は、国家公園の監視ネットワーク体制を強化する（第24条）。国家公園管理機関は、所在地の地方政府関係部門とともに、公園内の生態系及び野生動物等の特定保護対象について、保護・管理の目標を設定しなければならない（第25条）。国家公園内の損なわれた生態系等の回復には、自然回復を主とし、人工的修復を行う必要がある場合は、規定に従い科学的・合理的な修復計画を策定しなければならない（第26条）。

保護のための調査監視等を除き、核心保護区内での人の活動は禁止され（第27条）、一般制御区での人の活動は、核心保護区で認められる活動のほか、化石の調査発掘等に限られる（第28条）。公園内の先住民の生産活動等は、現状の規模を超えないこと等を前提としなければならず、保護等のため、公園内の先住民を転居させる必要がある場合は、関係地方政府が適切に配置する（第29条）。国家公園管理機関は、日常的巡回を強化しなければならない（第33条）。

（4）大衆参加及び保護に役立つ産業の支援等

国は、國家公園保護への大衆参加を奨励・支援する（第35条）。国家公園管理機関は、公園内の先住民、周辺の企業等が、公園保護に積極的に参加し、保護の目標に合致する生態產品⁹等を提供するよう指導・支援するものとし（第36条）、所在地の地方政府は、国家公園管理機関と協力し、公園周辺の天然資源を共同で保護することができる（第37条）。

（5）保護のための保障措置及び監督

国は、財政投入を主とする多角的な資金確保制度を構築し（第44条）、国家公園における生態系保護補償¹⁰の体制を整備する（第47条）。国家公園内で野生動物等の保護のため財産の損失等を被った場合は、関係地方政府が補償する（第48条）。国家公園管理機関は、国家公園の保護に対する監督検査を強化し、現場の検査、サンプル採取等の権利を有する（第49条）。

（6）法的責任

核心保護区で、第27条で認められる以外の活動を行った場合（第55条）、一般制御区で、第28条で認められる以外の活動を行った場合（第56条）、公園内の先住民が、第29条の規定に違反して生産活動等を行った場合（第57条）等の罰則が定められるほか、国家公園区域内の組織、個人等が、国家公園管理機関の管理に服さない場合、同機関は、制止等を行う権限を有する（第59条）等の規定が設けられた。

⁸ 原文「山水林田湖草沙一体化保护」。異なる地形を一つの「生命共同体」として、統一的に保護・利用を行う方針。

⁹ 安全な自然環境の維持、快適な環境の提供等の機能を持つ空気、水等の自然要素をいう。湯野 前掲注(7), p.88.

¹⁰ 生態系サービスへの支払（Payment for Ecosystem Services: PES）に相当する中国独自の制度。同上, p.82.